

## 2 平成24年度県税税目別(課税標準、税率、納期限等)一覧

| 種別       | 県民税                                  |   |                                   |  |  | 事業税   |  |   |   |   |
|----------|--------------------------------------|---|-----------------------------------|--|--|---|--|---|---|---|
|          | 個人                                   | 法人  | 利子割                               | 配当割  | 株式等譲渡所得割   | 法人<br>(電気供給業、ガス供給業及び保険業)                                    | 外形標準課税対象法人<br>(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(所得課税法人に限る。公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。))   | 法人<br>(左記以外の特別法人)   | 法人<br>(その他の法人)  | 個人  |
| 課税標準及び税率 | 所得割<br>均等割<br><br>4%<br><br>1,000円   | 法人税割<br>(1)(7) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人   | 支払を受けるべき利子等の額<br><br>5%           | 支払を受けるべき特定配当等の額<br><br>5%<br>(平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%) | 特定株式等譲渡所得金額<br><br>5%<br>(平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%) | 各事業年度の収入金額<br><br>0.7%                                      | 平成16年4月1日以後に開始した事業年度分について、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得<br><br>付加価値割 0.48%<br>基本割 0.2%<br>所得割<br>年 400万円以下の所得金額 1.5%<br>年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 2.2%<br>年 800万円を超える所得金額 2.9% | 各事業年度の所得<br><br>年 400万円以下の所得金額 2.7%<br>年 400万円を超える所得金額 3.6%<br>年 800万円を超える所得金額 4.0% | 各事業年度の所得<br><br>年 400万円以下の所得金額 2.7%<br>年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 4.0%<br>年 800万円を超える所得金額 5.3% | 事業主控除額<br>年 290万円<br><br>白色申告者の事業専従者控除額<br>配偶者 86万円<br>配偶者以 50万円<br>(青色事業専従者については、適正給与額を必要経費とする。)<br><br>課税所得<br>第1種 5%<br>第2種 4%<br>第3種 5% |
|          |                                      | (イ) 保険業法に規定する相互会社<br>(ロ) 資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、従業員の数が300人を超える法人<br><br>(2)(1)に掲げる法人以外の法人等<br><br>均等割<br>(1) 資本金等の額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人を除く。以下(2)～(4)まで同じ。)<br>年額 840,000円<br>(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人<br>年額 567,000円<br>(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人<br>年額 136,500円<br>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人<br>年額 52,500円<br>(5) 前号に掲げる法人以外の法人等<br>年額 21,000円 |                                   |  |  |   |  |   |   |   |
| 納期限等     | 市町村税と同じ(通常、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める) | 法人税と同じ(公共法人等は4月30日)   | 利子等について利子額を徴収した日の属する月の翌日10日までに申告納 | 特定配当等について配当割を徴収した日の属する月の翌月10日までに申告納入                         | 特定株式等譲渡所得金額について特定株式等譲渡所得割を徴収した日の属する年の翌年1月10日までに申告納入      | 事業年度終了日から2月以内に申告納付(ただし、中間申告納付にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内) | 事業年度終了日から2月以内に申告納付(ただし、中間申告納付にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内)  |   |   | 第1期 8月20日～31日<br>第2期 11月20日～30日<br>随時分(通知書に定める期日)   |
| 備考       | 普通徴収又は特別徴収による。                       |   |                                   |  |  |   |  |   |   |   |

租税特別措置法第68条(特定の共同組合等の法人税率の特例) 第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、  
 ・所得のうち  
   年 400万円以下の金額…………… 2.7%  
   年 400万円を超え年10億円以下の金額…… 3.6%  
   年 10億円を超える金額…………… 4.3%  
 ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で  
   資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得……3.6%  
   (所得のうち10億円を超える金額については、4.3%)

| 種別       | 不動産取得税  | 果たばこ税  | ゴルフ場利用税   | 自動車税             | 釧路区税  |  | 狩猟税  | 固定資産税  | 軽油取引税                      | 自動車取得税   |   | 地方消費税 |
|----------|---|--|---|------------------|---|--|--|--|----------------------------|--|---|-------|
|          |   |  |   | 別紙1のとおり          | 砂鉱を目的とする鉱区  | 砂鉱を目的としない鉱区  |  |  |                            |  |   |       |
| 課税標準及び税率 | 取得した不動産の価格(土地又は家屋)<br>ただし、土地又は住宅H27.3.31までの取得<br>住宅以外の家屋H18.4.1～H20.3.31の取得 | 売り渡し等をしたたばこの本数1,000本につき1,504円<br>(旧3級品については、1,000本につき716円) | 1人1日につき400円～<br>(別表2による)<br>非課税措置<br>・ゴルフ場を利用する日現在において年齢18歳未満の者<br>・ゴルフ場を利用する日現在において年齢70歳以上の者<br>・国民体育大会のゴルフ競技参加者<br>・学校の体育授業、公認の課外活動のためにゴルフを行う学生、生徒、教員 | 別紙1のとおり          | 面積100アールごとに<br>200円<br>河床に存するもの延長1,000メートルごとに<br>600円 | 採掘鉱区<br>面積100アールごとに<br>200円<br>採掘鉱区<br>面積100アールごとに<br>400円 | 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で<br>① 本年度の県民税の所得割を納める者<br>16,500円<br>② 第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者<br>11,000円<br>③ 本年度の県民税の所得割を納める者<br>8,200円<br>④ 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者<br>5,500円<br>第二種銃猟免許を受ける者<br>5,500円<br>放鳥獣撃区にのみ係る狩猟者の登録<br>①から③の税率の4分の1<br>対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者<br>各税率の2分の1 | 大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額<br>1.4%                            | 軽油の数量<br>1klにつき<br>32,100円 | 30万円を超える自動車を取得した場合の税率5%(ただし営業用及び軽自動車の税率3%)<br>[新車]<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日までの取得<br>○電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車<br>非課税<br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t以下(乗用車等)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t超3.5t以下(中量車)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t超(中量車・重量車)<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%低減<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%低減<br>[中古車]<br>○電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t以下(乗用車等)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量2.5t超3.5t以下(中量車)<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輻総重量3.5t超(重量車)<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除<br>平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成<br>平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 | 消費税額の25/100(消費税率に換算すると1%に相当)                                    |       |
|          | 納期限等  | 通知書に定める期日  | 当月分を翌月末日までに申告納付   | 当月分を翌月15日までに申告納付 | 5月20日～31日<br>随時分<br>登録のとき                             | 5月20日～31日<br>随時分<br>通知書に定める期日                              | 知事からの狩猟者の登録を受ける日<br>第1期<br>4月20日～30日<br>第2期<br>7月20日～31日<br>第3期<br>12月15日～25日<br>第4期<br>2月20日～末日   | 第1期<br>4月20日～30日<br>第2期<br>7月20日～31日<br>第3期<br>12月15日～25日<br>第4期<br>2月20日～末日 | 当月分を翌月末日までに申告納付(納付)        | 登録又は届出のとき  | 課税額の申告納付は当分の間消費税と併せて国(税務署)に対し行う。<br>貨物税の申告納付は消費税と併せて国(税関)に対し行う。 |       |
| 備考       |   |  |   |                  |   | 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の税率は、各税率の2分の1                                 |  |  |                            |  |   |       |

別表1-1 自動車税の税率(その1)

| 区 分              |   | 税率(円)  | 区 分            |  | 税率(円)                |  |                |                    |
|------------------|---|--|----------------|--|----------------------|--|----------------|--------------------|
| 乗用車(三輪の小型乗用車を除く) | 営業用   | 総排気量 1ℓ以下のもの及び電気自動車                                | 7,500          | トラック(三輪の小型自動車を除く)                                  | 小型自動車であるもの           | 3,900  |                |                    |
|                  |   | 1ℓを超え1.5ℓ以下のもの                                     | 8,500          |  | 普通自動車で最大積載量8トン以下のもの  | 7,500  |                |                    |
|                  |   | 1.5ℓを超え2ℓ以下のもの                                     | 9,500          |  | 普通自動車で最大積載量8トンを超えるもの | 7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額         |                |                    |
|                  |   | 2ℓを超え2.5ℓ以下のもの                                     | 13,800         |  | 小型自動車であるもの           | 5,300  |                |                    |
|                  |   | 2.5ℓを超え3ℓ以下のもの                                     | 15,700         |  | 普通自動車で最大積載量8トン以下のもの  | 10,200   |                |                    |
|                  |   | 3ℓを超え3.5ℓ以下のもの                                     | 17,900         |  | 普通自動車で最大積載量8トンを超えるもの | 12,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額        |                |                    |
|                  | 自家用   | 3.5ℓを超え4ℓ以下のもの                                     | 20,500         |  | 営業用                  | 乗車定員 30人以下のもの                                      | 12,000         |                    |
|                  |   | 4ℓを超え4.5ℓ以下のもの                                     | 23,600         |  |                      | 30人を超え40人以下のもの                                     | 14,500         |                    |
|                  |   | 4.5ℓを超え6ℓ以下のもの                                     | 27,200         |  |                      | 40人を超え50人以下のもの                                     | 17,500         |                    |
|                  |   | 6ℓを超えるもの   | 40,700         |  |                      | 50人を超え60人以下のもの                                     | 20,000         |                    |
|                  |   | 総排気量 1ℓ以下のもの及び電気自動車                                | 29,500         |  |                      | 60人を超え70人以下のもの                                     | 22,500         |                    |
|                  |   | 1ℓを超え1.5ℓ以下のもの                                     | 34,500         |  |                      | 70人を超え80人以下のもの                                     | 25,500         |                    |
|                  | 営業用(けん引・被けん引を除く)                            | けん引・被けん引を除く)                                       | 1.5ℓを超え2ℓ以下のもの |  | 39,500               | 一般乗合用  | 80人を超えるもの      | 29,000             |
|                  |   |  | 2ℓを超え2.5ℓ以下のもの |  | 45,000               |  | 乗車定員 30人以下のもの  | 26,500             |
|                  |   |  | 2.5ℓを超え3ℓ以下のもの |  | 51,000               |  | 30人を超え40人以下のもの | 32,000             |
|                  |   |  | 3ℓを超え3.5ℓ以下のもの |  | 58,000               |  | 40人を超え50人以下のもの | 38,000             |
|                  |   |  | 3.5ℓを超え4ℓ以下のもの |  | 66,500               |  | 50人を超え60人以下のもの | 44,000             |
|                  |   |  | 4ℓを超え4.5ℓ以下のもの |  | 76,500               |  | 60人を超え70人以下のもの | 50,500             |
| 4.5ℓを超え6ℓ以下のもの   |   |  | 88,000         | 70人を超え80人以下のもの                                     | 57,000               |  |                |                    |
| 6ℓを超えるもの         |   |  | 111,000        | 80人を超えるもの  | 64,000               |  |                |                    |
| けん引・被けん引を除く)     |   | けん引・被けん引を除く)                                       | 最大積載量1トン以下のもの  | 6,500  | 一般乗合用以外              | 乗車定員 30人以下のもの                                      | 33,000         |                    |
|                  |   |  | 1トンを超え2トン以下のもの | 9,000  |                      | 30人を超え40人以下のもの                                     | 41,000         |                    |
|                  |   |  | 2トンを超え3トン以下のもの | 12,000   |                      | 40人を超え50人以下のもの                                     | 49,000         |                    |
|                  |   |  | 3トンを超え4トン以下のもの | 15,000   |                      | 50人を超え60人以下のもの                                     | 57,000         |                    |
|                  |   |  | 4トンを超え5トン以下のもの | 18,500   |                      | 60人を超え70人以下のもの                                     | 65,500         |                    |
|                  |   |  | 5トンを超え6トン以下のもの | 22,000   |                      | 70人を超え80人以下のもの                                     | 74,000         |                    |
|                  |   |  | 6トンを超え7トン以下のもの | 25,500   |                      | 80人を超えるもの  | 83,000         |                    |
|                  |   |  | 7トンを超え8トン以下のもの | 29,500   |                      | 三輪の営業用   | 4,500          |                    |
|                  |   |  | 8トンを超えるもの      | 29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額        |                      | 三輪の自家用   | 6,000          |                    |
|                  |   |  | けん引・被けん引を除く)   | けん引・被けん引を除く)                                       |                      | 最大積載量1トン以下のもの                                      | 8,000          | 別表1-2 自動車税の税率(その2) |
| 1トンを超え2トン以下のもの   | 11,500                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 2トンを超え3トン以下のもの   | 16,000                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 3トンを超え4トン以下のもの   | 20,500                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 4トンを超え5トン以下のもの   | 25,500                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 5トンを超え6トン以下のもの   | 30,000                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 6トンを超え7トン以下のもの   | 35,000                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 7トンを超え8トン以下のもの   | 40,500                                      | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| 8トンを超えるもの        | 40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額 | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |  |                      |  |                |                    |
| けん引車             | 営業用自家用                                      | 小型自動車であるもの   |                |  | 7,500                | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                |                    |
|                  |   | 普通自動車であるもの   | 15,100         | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                      |  |                |                    |
|                  |   | 小型自動車であるもの   | 10,200         | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                      |  |                |                    |
|                  |   | 普通自動車であるもの   | 20,600         | 別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとす。 |                      |  |                |                    |

別表1-3 自動車税の税率(その3)

特種用途車については、構造区分により乗用車、トラック、バス又は三輪の小型自動車の税率を適用する。ただし、構造がトラックに類する自動車で積載量の定めのないものは、次の税率とする。

| 区 分   |                  | 税率(円)  |
|-------|------------------|--------|
| 特種用途車 | 積載量の定めのないもの      | 9,500  |
|       | 車両総重量4トン以下のもの    | 12,600 |
|       | 4トンを超え6トン以下のもの   | 15,500 |
|       | 6トンを超え8トン以下のもの   | 19,000 |
|       | 8トンを超え10トン以下のもの  | 22,400 |
|       | 10トンを超え12トン以下のもの | 26,400 |
|       | 12トンを超え14トン以下のもの | 30,500 |
|       | 14トンを超え16トン以下のもの | 35,600 |
|       | 16トンを超え18トン以下のもの | 40,300 |

別表1-4 自動車税の税率(その4)

自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものは、次の税率とする。

| 区 分      |         | 税率(円)          |        |
|----------|---------|----------------|--------|
| 自家用特種用途車 | キャンピング車 | 総排気量 1ℓ以下のもの   | 23,600 |
|          |         | 1ℓを超え1.5ℓ以下のもの | 27,600 |
|          |         | 1.5ℓを超え2ℓ以下のもの | 31,600 |
|          |         | 2ℓを超え2.5ℓ以下のもの | 36,000 |
|          |         | 2.5ℓを超え3ℓ以下のもの | 40,800 |
|          |         | 3ℓを超え3.5ℓ以下のもの | 46,400 |
|          |         | 3.5ℓを超え4ℓ以下のもの | 53,200 |
|          |         | 4ℓを超え4.5ℓ以下のもの | 61,200 |
|          |         | 4.5ℓを超え6ℓ以下のもの | 70,400 |
|          |         | 6ℓを超えるもの       | 88,800 |

別表2 ゴルフ場利用税の税率

| 基準項目      | 評点数                  | 税率の区分 |        |       |
|-----------|----------------------|-------|--------|-------|
|           |                      | 等級    | 合計評点数  | 税率(円) |
| 利用料金(*)   | 利用料金の100分の1(小数点以下切捨) | 1級    | 185点以上 | 1,200 |
| ホール数      | 18ホール以上              | 2級    | 155点以上 | 1,000 |
|           | 18ホール未満              |       | 185点未満 |       |
| ホール間の平均距離 | 300メートル以上            | 3級    | 125点以上 | 800   |
|           | 150メートル以上            |       | 155点未満 |       |
|           | 300メートル未満            | 4級    | 95点以上  | 600   |
|           | 150メートル未満            |       | 125点未満 |       |
|           | 150メートル未満            | 5級    | 95点未満  | 400   |

(※) 平日の非会員のグリーンフィ及び選択性の余地なく支払うこととなる料金の総額(キャディフィ、カートフィ、ロッカーフィ、消費税及び地方消費税相当額を除く。)